



## 事業主の皆さま

# 平成29年度から

# 個人住民税の

# 特別徴収を徹底します。



個人住民税PRキャラクター  
ぜいきりん

東京都と都内区市町村はオール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施しますので、事業主の方は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 特別徴収とは？

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税(※1)を差し引き、納入していただく制度です。

(※1)個人住民税とは、個人都民税と個人区市町村民税を合わせたもので、1月1日現在お住まいの区市町村で課税、徴収される税金です。

#### 特別徴収義務者となる事業主の方



所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

#### 特別徴収の対象となる従業員の方



前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員が特別徴収の対象になります。

ただし、以下の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収(※2)が認められます。  
その場合、給与支払報告書提出時(※3)に「普通徴収切替理由書」も併せて提出して下さい。

#### 《当面普通徴収を認める基準》

- 普A 総従業員数が2人以下  
(他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
- 普B 他の事業所で特別徴収
- 普C 給与が少なく税額が引けない。
- 普D 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない。)
- 普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- 普F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)  
(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

(※2)普通徴収とは、区市町村から送付される納付書によって従業員の方自身が納付する方法のこと。

(※3)給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由書の切替理由の符号(普A～普F)を記入して下さい。

特別徴収推進ステーション  
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>



詳しくは、

東京都 特別徴収

検索



東京都・都内全62区市町村

